平成２７年（フ）第２０６３号
札幌市北区新琴似７条１丁目３番30―1005号
債務者　山本　　豪
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１１１号
札幌市東区伏古３条４丁目２番８―508号
債務者　山田　裕司
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１３３号
札幌市北区太平５条１丁目４番８号
債務者　岩岡　良伸
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１３９号
北海道北広島市稲穂町東４丁目４番地１　葵マンション３号
債務者　中村　高三
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１４０号
北海道北広島市稲穂町東４丁目４番地１　葵マンション３号
債務者　中村　優子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４号
北海道稚内市中央２丁目２番２号
債務者　船造　富夫
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２７年（フ）第４７０号
相模原市南区大野台７丁目３番15号
債務者　鈴木　祐子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４８０号
相模原市緑区鳥屋618番地３
債務者　飛田たかし
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４８２号
相模原市緑区大島1446番地７
債務者　藤田　　出
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４８３号
相模原市南区相模台７丁目44番29号　ＣＬＬエクセレンス相模台306
債務者　丹野由香里
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４８５号
相模原市中央区相模原３丁目６番９号　503
債務者　江畑美由紀（旧姓大熊）
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４８９号
相模原市中央区富士見３丁目２番15号
債務者　北村　昌幸
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４９０号
相模原市中央区富士見３丁目２番15号
債務者　北村　千枝
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４９１号
相模原市中央区星が丘４丁目１番１号　星が丘田口ハイツ201
債務者　吉田　信一
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４９１号
愛知県清須市西枇杷島町芳野１丁目４番地４
債務者　晒科　圭一
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９０６号
名古屋市天白区福池１丁目79番地　野並住宅３棟307号、住民票上の住所名古屋市天白区保呂町408番地　柊五番館213号
債務者　山口　春樹（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９６６号
名古屋市名東区照が丘36番地　ユウワビル401号
債務者　中山　延也
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１号
京都府舞鶴市字寺内76番地の４
債務者　迫田　育子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係